

# 山口県報

平成20年  
11月25日  
(火曜日)

## 目次

規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………

公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則(学事文書課)……………

訓令

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課)……………

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(建築指導課)……………

公告

土地改良区清算人の届出(農村整備課)……………

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………

契約の締結(建築指導課)……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第七十九号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四中「周防大島町」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)」に改める。

第三十五条中「財団法人山口県ひとづくり財団」を「指定管理者」に改める。

第四十三条の二中「財団法人山口県国際総合センター」を「指定管理者」に改める。

第四十六条の四中「特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21」を「指定管理者」に改める。

第四十七条の五中「サントリーパブリシティサービス株式会社」を「指定管理者」に改める。

第四十七条の五の四中「財団法人山口県文化振興財団」を「指定管理者」に改める。

第四十七条の五の七中「財団法人長門市文化振興財団」を「指定管理者」に改める。

第四十七条の八第一項中「山口県豊田湖ビジターセンター」を「自然公園施設」に、「下関市」を「指定管理者」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第四十七条の八の四中「特定非営利活動法人野鳥やまぐち」を「指定管理者」に改める。

第五十九条の十九中「財団法人山口県健康福祉財団」を「指定管理者」に改める。

第七十八条中「社会福祉法人山口県社会福祉事業団」を「指定管理者」に改める。

第八十一条中「財団法人山口県母子福祉連合会」を「指定管理者」に改める。

第九十一条の四及び第九十四条中「社会福祉法人山口県社会福祉事業団」を「指定管理者」に改める。

第一百零一条中「社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会」を「指定管理者」に改める。

第一百一十一条中「社会福祉法人山口県社会福祉事業団」を「指定管理者」に改める。

第一百六条中「財団法人やない花のまちづくり振興財団」を「指定管理者」に改める。

第二百四十一条中「有限責任中間法人やまぐち里山文化研究所」を「指定管理者」に改める。

第二百四十七条中「社団法人山口県栽培漁業公社」を「指定管理者」に改める。

第二百七十二条中「社団法人萩物産協会」を「指定管理者」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項及び第十二条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十一号

公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十七年山口県規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。



山口県訓令第8号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。



山口県告示第五百五十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十一月二十五日から同年十二月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社リライフ  
住 所 下松市東海岸通り一八番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社リライフ  
所在地 下松市東海岸通り二三番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力	構造			使用の方法	
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間	一日当たりの使用 時間
七二の四一	一、〇〇〇 (kg/時)	平成二〇、 一六	平成二〇、 三〇	平成二二、 一〇	連続 二四時間	変動なし
七四	六〇・四八 (m <sup>3</sup> /日)	平成二〇、 一五	平成二〇、 一五	平成二〇、 一五	"	"

備考 「七二の四一」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十三号)第七号第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量(mg/l)	
七二の四一	八	三〇	一三	四五〇
七四	七・三六	"	三・四一	九・三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
							年月日	年月日	年月日
"	製鉄筋コンクリート	二、〇〇〇	沈殿・ろ過	連続	二四時間	変動なし	平成二〇、 一六	平成二〇、 三〇	平成二二、 一〇
"	強化プラスチック	六〇・四八	生物処理	"	"	"	平成二〇、 一五	平成二〇、 一五	平成二〇、 一五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	処理前	処理後	処理前	処理後	通 常 最 大	通 常 最 大	
排水 処理 施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七	八	二・五	二・二	三・〇	四・三
	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	八・七	八・七	一・三	一・三	三・〇	四・五〇
	浮遊物質 量 ( $mg/l$ )	八	八	一・三	一・三	三・四一	四・五〇
	鉍油類 ( $mg/l$ )	三・〇	三・〇	六・〇	六・〇	二・〇	五・三
"	水素イオン濃度 (水素指数)	七・三六	七・三六	八・一	八・一	三・四一	四・三
	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	二〇〇	二〇〇	五・〇	五・〇	二・〇	五・三
	浮遊物質 量 ( $mg/l$ )	二〇〇	二〇〇	五・〇	五・〇	二・〇	五・三
	鉍油類 ( $mg/l$ )	二〇〇	二〇〇	五・〇	五・〇	二・〇	五・三

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		通 常 最 大	通 常 最 大	
七・三六	七	八・一	六・一	五・三
八・一	九・五	八・七	三・〇	四・三
一〇	八	三・四一	二・〇	四・三
三・四一	八	二・〇	三・〇	四・三
二〇	五	一〇	一八	四・三
一〇	一八	四〇	〇・一	四・三
一	一	一	一	四・三
五・三	四・三	九・三	四・三	四・三

山口県告示第五百五十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百三十三号）第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、平成二十年十一月二十八日から施行する。

建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号から第二号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（昭和四十八年山口県告示第二百八十六号。以下「旧告示」という。）は、平成二十年十一月二十七日限り、廃止する。

平成二十年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 別表第一の第一欄に掲げる学校において同表の第二欄に定める科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める

年数以上の建築実務（建築士法第十四条第一号の建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有するもの

二 別表第二の第一欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専修学校又は各種学校であつて修業年限が同表の第二欄に定める年数以上のものにおいて、それぞれ同表の第三欄に定める科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める年数以上の建築実務の経験を有するもの

三 別表第三の第一欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練であつて修業年限が同表の第二欄に定める年数以上のものにおいて、それぞれ同表の第三欄に定める科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後、当該科目の区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める年数以上の建築実務の経験を有するもの

- 四 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八の建築設備士
- 五 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧告示の「一から八までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験年数がこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示の「一から八までに定める年数に満たない者であつて、施行日以後に、施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示の「一から八までに定める年数以上となるもの」
- 六 施行日前から引き続き旧告示の「一から四まで及び六に掲げる課程に在学する者であつて、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程に応じてそれぞれ旧告示の「一から四まで又は六に定める年数以上の建築実務の経験年数以上となるもの」なるもの
- 七 「一から六までに掲げるもののほか、知事が建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認める者

別表第一

学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十一年国土交通省告示第七百四十三号）以下、国土交通省告示第七百四十三号と同一の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	一年
学校教育法による大学又は高等専門学校	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	一年
学校教育法による大学又は高等専門学校	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	一年
学校教育法による大学又は高等専門学校	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	一年
学校教育法による大学又は高等専門学校	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	一年
学校教育法による大学又は高等専門学校	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	一年
備考 第一欄に規定する科目の単位については、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の、学校教育法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の、学	建築士法第十五条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十四号）以下、国土交通省告示第七百四十四号と同一の第一の規定中、「二十単位」とあるのを「十五単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	四年

別表第一  
校教育法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定を参酌して行うものとする。

別表第二

備考 第三欄に規定する科目の単位については、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定を参酌して行うものとする。	学校教育法による中	一年	国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	三年
	学校教育法による中	二年	国土交通省告示第七百四十四号の第一の規定中、「二十単位」とあるのを「十五単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	四年
	学校教育法による中	一年	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	二年
	学校教育法による中	二年	国土交通省告示第七百四十四号の第一の規定中、「二十単位」とあるのを「十五単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	四年
	学校教育法による中	一年	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	二年
	学校教育法による中	二年	国土交通省告示第七百四十四号の第一の規定中、「二十単位」とあるのを「十五単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	四年

別表第三

学校教育法による中	二年	国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	四年
学校教育法による中	三年	国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	三年
学校教育法による中	一年	国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	三年
学校教育法による中	二年	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	二年
学校教育法による中	三年	国土交通省告示第七百四十三号の第一の規定中、「四十単位」とあるのを「二十単位」と読み替えた場合における国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	一年

平成二十年十一月二十五日印刷  
平成二十年十一月二十五日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

学校	一年	国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目 位」とあるのを「十単位」と読み替えた場合における国 土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目
	五年	国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目

備考 第三欄に規定する科目の単位の計算については、専修学校設置基準の規定を参酌して  
行うものとする。



(四四八) 土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

退任した清算人

土地改良区の名称	氏名	住 所
徳山中野土地改良区	山本 迂君	周南市大字中野三八二
"	重永 孝義	" 四八四
"	山本 克己	" 八一六
"	山本 恒夫	" 三九九
"	重永 勉	" 四九六の八
"	玉野 将行	大字下上二〇四四の五
"	山本 昭二	大字中野三一九
"	重永 澤美	" 三七九
"	山田 幸民	大字下上二一〇七の六

(四四九) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年十一月二十五日	山口県知事 二井 関成		
土地改良事業を行った者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
光市島田川土地改良区	天符地区 ほ場の整備	平成一四、一一、一〇	平成二〇、三、二五

(四五〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
  - 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
維新百年記念公園陸上競技場新築工事  
契約の相手方を決定した手続
  - 三 一般競争入札
  - 四 落札者を決定した日  
平成二十年九月十六日
  - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
維新百年記念公園陸上競技場新築工事鴻池組・井森工業・山口建設特定建設工事共同企業体 広島市中区八丁堀二番三二号
  - 六 落札金額  
四十一億七千九百万円
  - 七 入札公告日  
平成二十年八月五日
  - 八 その他
- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 調達方法  
購入等
  - (三) 落札方式  
総合評価